

第9回(2022年度)一般社団法人日本行動分析学会学会賞(論文賞)の選考について

会員の皆様には、いつも本学会の運営にご協力を頂き、ありがとうございます。この度、「日本行動分析学会細則第7章論文賞」に基づき、学会賞(論文賞)の選考を行うこととなりました。会員の皆様には、以下の要領で選考・投票くださいますようお願いいたします。

1) 対象となるもの

第9回論文賞の選考対象となるものは、「行動分析学研究」の第35巻第2号・第36巻第1,2号・第37巻第1号に掲載された36篇です。

2) 選考基準

一般社団法人日本行動分析学会細則第7章論文賞第19条第2項にあるとおり、「基礎、応用、あるいは理論的分析において、さらなる発展へとつながる可能性を持つ画期的な研究を対象」とします。

3) 投票方法

2023年1月15日～2月14日までに、以下の投票用フォームから投票をしてください。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc6OFgk4M8dXtpFud6feSBsEBtVuY16dHFmANcxdze3ljeUmw/viiewform>

投票は、以下の要領で行ってください。

- (1)学会に登録しているメールアドレスとあなたの名前を該当欄に入力してください(記名投票です)。
- (2)「候補リスト」から論文賞に最もふさわしいと考えられるものを一篇選んでチェックしてください。
- (3)ページ末尾の該当欄に投票理由を200字以内でご記入ください。
- (4)送信ボタンを押してください。

投票に際しての注意事項

- ・送信ボタンを押すと、入力されたメールアドレス宛に通知が届きます。ただし、利用サービスの都合上、通知メールには、候補論文のリストは記載されませんが、どの論文が選ばれたかは記載されません。もし、投票をしていないのに通知が届いた場合には、学会事務局(j-aba.office@j-aba.jp)までご連絡ください。
- ・投票は1回限り有効です。2回目以降の投票及び投票期間以外は無効となります。
- ・投票できるのは本学会の会員のみです。

4) 選考および、選考結果の発表

選考運営委員会によって開票し、2023年3月に開催予定の理事会において報告されます。また、2023年度の年次大会において、論文賞受賞者の表彰を予定しています。

お忙しいところを誠に恐縮ですが、期限までに投票をお願い致します。

ご参考のために、「一般社団法人日本行動分析学会細則」から、論文賞に関する部分を抜粋したものを以下に示します。

第7章 論文賞

第18条（論文賞の目的）

一般社団法人日本行動分析学会定款第3条に基づき、我が国における行動分析学の優れた研究の促進および活性化を目的として一般社団法人日本行動分析学会論文賞を設ける。

第19条（選考対象）

選考の対象は、前回の選考以降に発行された機関誌に、投稿または依頼によって査読を受けて掲載されたすべての論文とする。

2 基礎、応用、あるいは理論的分析において、さらなる発展へとつながる可能性を持つ画期的な研究を対象とする。

第20条（選考運営委員）

審査に関わる業務を担当する選考運営委員および運営補佐員を理事会において定める。選考運営委員の、選考にかかる業務については別途これを定める。

第21条（選考委員）

選考委員は選考開始時の理事が務める。

第22条（選考手続き）

選考は2020年度に実施し、以降2年に1回実施する。

2 選考運営委員は候補論文一覧を作成し、正会員へ郵送またはインターネット上で周知する。

3 正会員および選考委員は候補論文一覧より一論文を選び、投票理由を明記して郵送またはインターネット上で記名投票する。

4 開票は選考運営委員および運営補佐員が厳正に行い、理事会にて承認を得る。

5 理事を除く正会員からの得票は1票1点とする。選考委員からの得票は1票5点とする。

得票合計点が最上位の論文を受賞論文とする。最上位候補が複数あった場合には同時受賞とする。

第23条（授賞）

理事会は年次大会において受賞者に賞状ならびに賞金を授与する。

2 受賞者は年次大会において受賞講演を行うこととする。

第24条（賞金他）

賞金額は5万円とする。同時受賞の場合にはこれを均等に分けるものとする。

2 選考対象論文に倫理的問題など受賞対象から除外すべき点が判明した場合には、選考委員による合議により、選考対象からはずしたり、授賞を中止したり、取り下げることがある。

以上